

2022年 5 月 2 級実技試験（個人資産相談業務） 解答

【第 1 問】

問 1 正解

	①	②	③
記号	ハ	ヘ	リ

- I 「Aさんは、X社を退職後、国民年金に第 1 号被保険者として加入することになります。国民年金法によると、国民年金に加入するには、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から、原則として14日以内に住所地の（ ① 市町村長（特別区の区長を含む） ）にその旨を届け出なければなりません」
- II 「Aさんは、個人事業主となった後、収入の減少等により国民年金の保険料を納めることが経済的に難しくなった場合、保険料の免除を申請することができます。免除された期間の保険料は追納することができますが、追納ができるのは、追納が承認された月の前（ ② 10年 ）以内の免除期間の保険料です。なお、追納がない場合、その保険料免除期間は、所定の割合で老齢基礎年金の年金額に反映されます。仮に、Aさんが、保険料の 4 分の 3 免除を受け、残り 4 分の 1 の保険料を納付し、その期間に係る保険料の追納を行わなかった場合、その保険料免除期間の月数の（ ③ 8 分の 5 ）に相当する月数が、老齢基礎年金の年金額に反映されます」

<解説>

- ① 国民年金に加入するには、原則として退職日の翌日から14日以内に住所地の市町村長（特別区の区長を含む）に、基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を持参のうえ、その旨を届け出る。
- ② 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、追納が承認された月の前10年以内に限り納付（追納）することができる。
- ③ 保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出する。Aさんが、保険料の 4 分の 3 免除を受け、残り 4 分の 1 の保険料を納付し、その期間に係る保険料の追納を行わなかった場合には、その保険料免除期間の月数の 8 分の 5 に相当する月数が、老齢基礎年金の年金額に反映される。

	全額免除	3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
2009年 3 月までの期間	1 / 3	1 / 2	2 / 3	5 / 6
2009年 4 月以降の期間	1 / 2	5 / 8	3 / 4	7 / 8

問2 正解 ① 768,865 (円) ② される ③ 1,159,759 (円)

<計算の手順>

1. 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)
(① 768,865) 円
2. 経過的加算額 (円未満四捨五入) 394円
3. 基本年金額 (上記「1 + 2」の額) 769,259円
4. 加給年金額 (解答用紙の「される／されない」のいずれかを○で囲むこと)
Aさんの場合、加給年金額は加算 (② される)。
5. 老齢厚生年金の年金額
(③ 1,159,759) 円

<解説>

1. 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)

(1) 報酬比例部分の額

Aさんの2003年3月以前の被保険者月数は120月であり、平均標準報酬月額28万円を用いて算出する。

$$280,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 120月 = 239,400円$$

2003年4月以降は平均標準報酬額を用いて算出する。

$$420,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 230月 = 529,464.6円$$

$$239,400円 + 529,464.6円 = 768,864.6円 \div ① 768,865円$$

(2) 経過的加算額

経過的加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の加入期間である480月を代入して求める。

経過的加算額 = 1,628円 × 厚生年金保険の被保険者期間の月数※

$$-780,900円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者期間の月数}{加入可能年数 \times 12}$$

※ 厚生年金保険の被保険者期間の月数は、1946年4月2日以降生まれの場合、480月が上限となる。

$$1,628円 \times 350月 - 780,900円 \times \frac{350月}{480月} = 393.75 \div 394円$$

3. 基本年金額

$$768,865円 + 394円 = 769,259円$$

4. 加給年金額 ②加算される

5. 老齢厚生年金の年金額

$$769,259円 + 390,500円 = ③ 1,159,759円$$

問3 正解

	①	②	③	④
○×の判定	○	○	×	×

<解説>

- ① 付加年金は、国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料400円を上乗せして納めることで、付加年金を受け取ることができる。付加年金はひと月につき200円となっている。100月分支払った場合の付加年金は年額20,000円である。付加年金200円×100月＝20,000円。
- ② 小規模企業共済は小規模企業の経営者や役員が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度である。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる。
- ③ 終身年金A型の保証期間は15年間である。
- ④ 小規模企業共済制度の掛金は単独で7万円までが上限となる。ほかの制度と合算されることはない。

【第2問】

問4 正解

	①	②	③	④
○×の判定	×	×	×	○

<解説>

- ① 株式の現物取引を行う金融商品取引所は、東京、名古屋、福岡、札幌であり新潟にはない。
- ② 新市場区分は、プライム、スタンダード、グロースの3種類である。
- ③ 東京証券取引所では、現在、9時から11時30分まで（前場）と12時30分から15時まで（後場）の2つの時間帯で立会内取引が行われている。2024年秋をめどに、後場の立会時間が30分延長される予定である。
- ④ 上場会社は四半期（3ヵ月）ごとに決算を行い、その結果を発表する。決算発表時に公開される決算短信は、会社の計画（業績予想）に対する進捗状況や実績を確認することができる。

問5 正解 ① 7.31 (%) ② 28.42 (%)

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する（小数点以下第3位四捨五入）。

$$\text{ROE（自己資本利益率）} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

自己資本は56期と57期の平均を用いる。

$$9,500\text{百万円} \div \left\{ (125,000\text{百万円} + 135,000\text{百万円}) \times \frac{1}{2} \right\} \times 100 = 7.307\cdots \approx 7.31\%$$

- ② 配当性向は、当期純利益のなかから、配当金をどの程度支払っているかの割合を示す指標である。

$$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

$$2,700\text{百万円} \div 9,500\text{百万円} \times 100 = 28.421\cdots \approx 28.42\%$$

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 2024年から年間の非課税投資枠が拡大するのは一般NISA（120万円→122万円）であり、つみたてNISAの年間の非課税投資枠は、現在の40万円で変更はない。
- ② つみたてNISA勘定に株式を受け入れることはできない。つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期、積立、分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されている。
- ③ つみたてNISAや一般NISAでは、買い付けた年に使い切れなかった非課税投資枠をその翌年以降に繰り越すことはできない。

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① 土地等の取得に係る負債の利子10万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできない。
- ② 公的年金等は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算する。公的年金等控除額は受給者の年齢、年金の収入金額に応じて定められ、65歳未満で公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合における公的年金等控除額は60万円である。Aさんは公的年金等に係る雑所得の金額は算出されない。

公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

- ③ 青色申告承認申請手続きは、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産を貸付けたりした場合には、その事業等を開始した日から2ヵ月以内）に行う。Aさんはすでに白色申告者であるので、2021年3月15日までに「青色申告承認申請書」を提出しなければ、2021年分の純損失の繰越控除や青色申告特別控除の適用を受けることはできない。

問8 正解 ① 30（万円） ② 143（万円）

<解説>

① 総所得金額に算入される雑所得の金額

確定拠出年金の老齢給付の年金額 40万円

確定拠出年金は、公的年金等として雑所得を算出する。

収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得

Aさんは62歳であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下であるため、公的年金等控除額は60万円となる。

40万円－60万円＝0 (1)

個人年金保険契約に基づく年金収入 100万円

雑所得の金額は、その年中に支払を受けた年金の額から、その金額に対応する払込保険料の額を差し引いた金額となる。

100万円－70万円＝30万円 (2)

雑所得 (1)＋(2)

0円＋30万円＝30万円

② 総所得金額

Aさんの給与所得 223万円

不動産所得 ▲120万円

・不動産所得の赤字120万円には、土地の負債利子10万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は▲110万円となる。

給与所得223万円－不動産所得▲110万円＋雑所得30万円＝143万円

問9 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① Aさんの合計所得金額は143万円であり、妻Bさんの合計所得金額が48万円以下であるため、配偶者控除の適用を受けることができる。

妻Bさんの給与所得 45万円 (1)

妻Bさんの特別支給の老齢厚生年金の年金額 35万円

妻Bさんの雑所得

収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得

35万円－60万円＝0 (2)

妻Bさんの合計所得金額 (1)＋(2)

45万円＋0円＝45万円

配偶者控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により異なる。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんは62歳であるため、配偶者控除の控除額は、38万円となる。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

- ② 長男Cさんの合計所得金額が48万円以下あり、Aさんは38万円の扶養控除を受けることができる。

長男Cさんの2021年の収入は100万円で、給与所得控除額を控除すると長男Cさんの給与所得は45万円となる。

100万円－55万円＝45万円

- ③ Aさんがセルフメディケーション税制の適用を受けるためには、Aさん自身が定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っていればよい。

【第4問】

問10 正解 ① 520 (㎡) ② 1,950 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に準耐火建築物または耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

また、甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率が10%緩和される。

$$650\text{㎡} \times (60\% + 10\% + 10\%) = 520\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

全面道路の幅員は8mであり、12m未満のため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

2つの道路に面している場合には、幅員の広い方が前面道路となる。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{m} \times 4 / 10 = 320\%$

$\therefore 300\%$

$$650\text{㎡} \times 300\% = 1,950\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

① マスターリース契約（特定賃貸借契約）は、建物賃貸借契約であり、借地借家法が適用される。借地借家法では、建物の賃料が土地や建物に対する租税その他の負担の増減や、近傍同種の建物の賃料に比較して不相当となったときは、貸主または借主が相手方に対し、賃料の増減額を請求できるとされており、AさんがX社から経済事情等により賃料の減額請求を受けることはあり得る。

② 貸家建付地は次のように評価を行う。

貸家建付地の価額＝自用地としての価額－自用地としての価額×借地権割合

×借家権割合×賃貸割合

$$= 1\text{億円} - 1\text{億円} \times 60\% \times 30\% \times 100\% = 8,200\text{万円}$$

③ Aさんの相続開始時における当該借入金残高は、債務控除として課税価格から控除することができる。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	×

<解説>

- ① レンタブル比は、延床面積に占める収益部分の面積比率のことを指し、賃貸部分の面積÷延床面積で計算する。マンション等の建築計画の際にはレントブル比の大小が目安とされ、レントブル比が高いほど投資効率が高いことを示す。
- ② 元金均等返済の場合、毎年の元金額が同額であり、利息は毎年異なる。
- ③ 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定する。

【第5問】

問13 正解

	①	②	③
記号	ロ	ホ	へ

- I 「Aさんが2022年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ① 4 ）ヵ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- II 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか（ ② 多い ）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- III 「仮に、妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、相続税の申告期限までに自宅の敷地を売却した場合、当該敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けること（ ③ ができます ）」

<解説>

- ① 準確定申告書は、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税を行う。
- ② 配偶者に対する相続税額の軽減は、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからない。
 - ・ 1億6,000万円
 - ・ 配偶者の法定相続分相当額
- ③ 被相続人の配偶者が自宅の敷地および建物を相続により取得した場合は、居住や所有の継続要件はない。したがって、自宅の敷地を相続税の申告期限までに売却した場合でも、当該敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができる。

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 被相続人から相続または遺贈により財産を取得した人で、被相続人の配偶者、父母、子ではない人は相続税額の2割加算の対象になるが、代襲相続人である孫Fさんは、相続税額の2割加算の対象にはならない。
- ② 類似業種比準方式は、類似業種の株価を基に、1株当たりの『配当金額』『利益金額』および『簿価純資産価額』の3つの要素から算出する。
- ③ 相続税の総額は、課税遺産総額を各法定相続人が民法に定める法定相続分に従って取得したものとして計算する。各相続人の実際の取得割合ではない。

問15 正解 ① 8,000 (万円) ② 4,800 (万円)
③ 1,415 (万円) ④ 6,770 (万円)

	妻Bさんに係る課税価格	(① 8,000) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	2 億円
	孫Eさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Fさんに係る課税価格	3,000万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	3 億3,000万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(② 4,800) 万円
	課税遺産総額 ((a) - (b))	2 億8,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	3,940万円
	長男Cさん	1,415万円
	孫Fさん	(③ 1,415) 万円
	相続税の総額	(④ 6,770) 万円

<解説>

- ① 妻Bさんに係る課税価格
 - ・現金および預貯金：3,000万円 (1)
 - ・自宅（敷地330㎡）：2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）(2)
 - ・自宅（建物）：1,500万円（固定資産税評価額）(3)
 - ・死亡保険金：1,500万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

被相続人の死亡によって取得した生命保険金で、その保険料を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となる。受取人が相続人であり、非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になる。非課税限度額は下記の算式を用いる。

$$500万円 \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、孫Fさんの3人なので、非課税限度額は、
 $500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$

したがって、生命保険金には課税されない。

生命保険金 $1,500\text{万円} - \text{非課税限度額} 1,500\text{万円} = 0$

・死亡退職金：3,000万円

生命保険金と同様に、「 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$ 」を超える部分が相続税の課税対象になる。

死亡退職金 $3,000\text{万円} - \text{非課税限度額} 1,500\text{万円} = 1,500\text{万円}$ (4)

(1) + (2) + (3) + (4) = 妻Bさんに係る課税価格

$3,000\text{万円} + 2,000\text{万円} + 1,500\text{万円} + 1,500\text{万円} = 8,000\text{万円}$

② 遺産に係る基礎控除額は、「 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ 」の算式にて求める。

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$

③ 相続税の総額を求めるためには、課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。次に課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

妻Bさん： $2\text{億}8,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}4,100\text{万円}$

$1\text{億}4,100\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 3,940\text{万円}$ (1)

長男Cさん： $2\text{億}8,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 7,050\text{万円}$

$7,050\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,415\text{万円}$ (2)

孫Fさん： $2\text{億}8,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 7,050\text{万円}$

$7,050\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,415\text{万円}$ (3)

④ 相続税の総額 (1) + (2) + (3)

$3,940\text{万円} + 1,415\text{万円} + 1,415\text{万円} = 6,770\text{万円}$